平成２２年（フ）第２７１号
群馬県伊勢崎市西久保町２丁目1511番地
債務者　井坂　好生
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２７２号
群馬県伊勢崎市西久保町２丁目1511番地
債務者　井坂　和美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３０５号
群馬県渋川市金井1200番地６　エクセルⅡ２Ａ号室
債務者　田鍋　美枝（旧姓會津）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３３７号
群馬県渋川市八木原210番地５
債務者　山浦ひろみ
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３５３号
群馬県前橋市文京町１丁目31番27号
債務者　竹原　宣子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３５６号
群馬県佐波郡玉村町大字小泉186番地１　松本ヒルズⅠ棟202号
債務者　松本　末美
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３５９号
群馬県伊勢崎市曲輪町23番22号　伊勢崎ハイツ106
債務者　五十嵐ゆう子（旧姓長島）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３７５号
群馬県前橋市朝倉町２丁目９番地　Ｇ―104号
債務者　小林　年男
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３７６号
群馬県渋川市渋川3977番地３　入沢市営住宅８号棟304号
債務者　永井恵美子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３７７号
群馬県伊勢崎市長沼町655番地８　富士ハイツ202
債務者　外間　正三（ＨＯＫＡＭＡ　ＨＯＫＡＭＡ　ＬＵＩＳ）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３８７号
群馬県前橋市駒形町662番地５
債務者　佐藤紀代子（旧姓光井）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３８８号
群馬県前橋市下新田町507番地１
債務者　関口　佳奈（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３９１号
群馬県前橋市広瀬町２丁目９番地13
債務者　井上　幹子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３９４号
群馬県前橋市川曲町36番地８
債務者　湯浅ますみ
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２１５号
群馬県高崎市吉井町東谷201番地２
債務者　今井喜美子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２２０号
群馬県高崎市新町1393番地21
債務者　四條　利恵（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２２４号
群馬県富岡市富岡472番地１　シティーパレス西201
債務者　石田尾政人
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部